

トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.147 February 2015

Contents

投資情報

中国への短期出張におけるビザの取扱い情報.....	2
「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」の改訂 ～外商投資プロジェクト認可権限の更なる委譲～.....	6

投資情報 Q&A

Q: 地方政府、開発区による各種優遇措置が整理、廃止されると聞きましたが、説明してください ～国発[2014]62号、財預[2014]415号の公布～.....	8
---	---

税務情報

国家税務総局が非居住者企業による財産の間接譲渡に係る所得税処理に関する公告を發布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」より～.....	11
企業再編を促す政策の發布 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」より～.....	16
新刊のご案内「中華人民共和国 企業会計準則 2014年改訂 増補版 -日中対訳-」.....	18
中国業務に関する主なお問合せ先.....	19

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

中国への短期出張におけるビザの取扱い情報

2015年1月1日より中国において「外国人が入国して短期業務を遂行する際の関連手続き手順（試行）」（以下“78号通達”と表記）が施行されたことに伴い、中国への短期出張者に関するビザの取扱いが一部変更されています¹。

78号通達では、短期滞在者が従事する業務を期間の長短ではなく業務内容により、“短期業務”と“非短期業務”（詳細は下述）に分類し、更に、これらのいずれにも該当しない業務は「外国人出入国管理条例」の適用を受けると定めています。このうち、“短期業務”に該当する場合、滞在日数にかかわらず出張者に就業ビザ（以下“Zビザ”と表記）、居留証の取得²を義務付けました。

一方、“短期業務”に該当しない商用（中国語：経商）に属するビジネス出張者に対しては、「シンガポール、ブルネイ、日本公民に対する短期ビザ免除取得の措置」において、滞在期間が15日を超過しない場合には、ビザの取得を免除できる”旨が定められています。

本稿では、関連規定の解説及び当室が各所に対し非公式に実施しましたヒヤリング内容をご紹介します。

また、現地の実務運用が安定しないとの状況を鑑み、実務上、事前にMビザを取得し入国される例も見受けられますので、Mビザの取得方法についても紹介します。

1. 短期出張者におけるビザ取得要否の取扱い

(1) 関連規定

“短期業務”（次頁表を参照）に該当する場合、78号通達では“業務期間が30日を超えない場合には滞在期間30日のZビザを発給する”と定めるなど、滞在日数にかかわらずZビザの取得を要求しています。また、“中国とビザ相互免除協定のある国の人員が、入国して短期業務に従事する場合には、（中略）Zビザを申請しなければならない”との定めにより、ビザ免除協定等の締結国の出張者であったとしても“短期業務”に該当すれば免除措置の適用が受けられません。

一方、78号通達では“短期業務”に該当しない場合、ビザの免除協定等と78号通達との関係について特段の定めを設けていません。

現時点において、実務上、中国当局は日本国籍者に対して、一定要件を満たす場合にビザの免除措置を認めています。その根拠として「シンガポール、ブルネイ、日本公民に対する短期ビザ免除取得の措置³（以下、“短期ビザ免除措置”と表記）」において、“商用（中国語：経商）、観光、親族訪問”を目的とする場合、中国での滞在日数が15日以内であれば、ビザ取得の免除措置を適用できる”と定めているためです。

¹ 参照資料：「トーマツ チャイナ ニュース Vol.145号（2014年12月）」。

² 但し、居留証についてはZビザとは異なり、業務期間が30日以内の場合には、その取得は不要と定められている。

³ 「シンガポール、ブルネイ、日本公民に対する短期ビザ免除取得の措置」の原文は、以下URLに掲載されています。

（URL：http://www.gov.cn/fwxx/content_2269736.htm）

従いまして、78号通達に定める“短期業務”に該当しない場合、日本国籍者の訪中に対し、依然として、短期ビザ免除措置が継続して適用されるか否かがポイントになりますが、中国大使館(領事部)等へのヒヤリング結果は以下の通りです。

表: 78号通達における“短期業務”及び“非短期業務”の定義

短期業務	非短期業務
以下の(1)から(6)のいずれかに該当するもの。 (1) 中国国内の提携先において、技術、科学研究、管理、指導などの業務を遂行すること (2) 中国国内のスポーツ機関において試技を行うこと(コーチ、選手を含む) (3) 映画撮影(コマーシャル、記録映画を含む) (4) ファッションショー(モーターショーのコンパニオン、出版広告用撮影などを含む) (5) 渉外営業性公演への従事 (6) 人力資源社会保障部が認定するその他の状況	以下の(1)から(6)のいずれかに該当するもの。 (1) 購入した機器設備に関連するメンテナンス、据付、試運転、解体、指導及び研修を行う場合 (2) 中国国内での落札プロジェクトに対して行う指導、監督、検査の場合 (3) 中国国内の分公司、子公司、代表処へ派遣され、短期の業務を遂行する場合 (4) スポーツ競技に参加する場合(選手、コーチ、チームドクター、マネジャーなどの関係者を含む) (5) 入国して無報酬の業務に従事する、或いは海外機関が報酬を提供するボランティアなど (6) 文化主管部門が認可書類上に「渉外営業性公演」を未注記の場合

(2) 架電等による各種ヒヤリング結果

当室が2015年1月末に架電等により実施した、ビザ取得要否に関する情報は以下の通りです。

① 中国大使館(領事部)から得たヒヤリング情報(実施日:2015年1月29日)

- 商用(中国語: 経商)に属するビジネス出張であり且つ78号通達に定める“短期業務”に該当しない場合では、15日以内の滞在については、ノービザでよい。
- 商用(中国語: 経商)の範囲は広く、“一般的なビジネス出張”と呼ばれるものは“経商”に該当する。例えば、現地法人や取引先との打ち合わせ、工場視察などは“経商”に含まれる。

② その他補足情報

複数の旅行会社の実務運用上の扱いを確認したところの情報は以下の通りです。

【ビザ免除措置への影響】

- 商用、観光、親族訪問、経由等を目的とする方の15日以内の滞在の場合、従来通りビザ免除措置が適用されるとの対応を取っている。
- 中国出張の業務内容が“短期業務”に該当する方は、15日以内の滞在の場合でも、短期滞在ビザ(Zビザ)の取得が必要となる。

(3) 本件における留意事項

- 現時点において規定上及び実務運用上でノービザでの入国が認められる出張であっても、78号通達は2015年1月1日に施行されたばかりの規定であり、現地での規定の解釈および実務運用に流動的な所もありますので、最新情報の入手に努めていただくよう、宜しく願い致します。
- 実際に行う業務が“短期業務”等に該当するにもかかわらず、規定で求めるビザを取得せず業務に従事した場合には、入国後に処罰を受ける可能性もありますので、併せてご注意ください。

2. Mビザの取得方法

現地の実務運用リスクへの対応策として、出張目的が短期ビザ免除措置における商用(中国語: 経商)に該当する旨を説明できる書類を準備するなど、ノービザでの入国を理由付けすることで、リスクの低減がある程度、図れるものと考えられます。一方において規制当局による運用リスクを更に低減するために、実務上、事前にMビザの取得を検討するケースも見受けられますので、以下、Mビザの取得方法について説明します。

(1) 申請書類:

Mビザには、シングル・ビザ(当該ビザでの入国は一回限り)、ダブル・ビザ(当該ビザでの入国は二回限り)、マルチ・ビザ(当該ビザの有効期間内であれば入国回数に制限を設けない)の3種類に分かれます。このうち、マルチ・ビザは発行日より最長2年間の有効期間が与えられ且つ1回当たりの滞在日数も最長90日以内まで認められます。但し、同ビザ取得の前提として、原則として、以前にもマルチ・ビザを取得しているか或いは複数回の出入国履歴が求められ、またビザの申請期間に応じてパスポートに7か月から27か月以上の残存有効期間が求められます。

上記各タイプのMビザ取得のための申請手続きはいずれも基本的には同じであり、中国大使館或いは各地の総領事館に、以下の必要書類を提出します。

- 申請書
 - パスポート原本(6か月以上の残存有効期間、2ページ以上の空白ページを有すること)
 - 写真1枚(直近6か月以内に撮影したもの)
 - 中国国内の貿易相手方発行の商務活動書類、経貿交易会招聘状等
- * マルチビザを申請する際には上記以外に加えて、以下のいずれかが必要。
- ・ 以前に取得したことのあるマルチビザのコピー
 - ・ (複数回数の出入国記録がある) 出入境記録のコピー
 - ・ 被授權単位マルチビザ招聘状(中国語: 被授權単位多次査証邀請函)
- (出典: 中国大使館Webページ情報を基にトーマツ中国室が編集)

上記申請書類のうち“中国国内の貿易相手方発行の商務活動書類、経貿交易会招聘状”とは、出張相手先等の受入単位からの招聘状を指します。

なお、招聘状には以下の内容を含む必要があります。

- ① 申請者個人に関する情報:氏名、性別、国籍、生年月日等
- ② 申請者の訪中に関する情報:訪中理由、入出国予定日、訪問地等
- ③ 招聘機関或いは招聘者に関する情報:招聘機関名称或いは招聘者氏名、電話番号、住所、招聘機関印、法定代表者或いは招聘者の署名

(2) 所要時間

中国大使館によれば指定の旅行会社を通じたビザの取得を求めており、一般的な普通申請には4日間、特急申請では2日間の所要期間が必要です。但し、これらは書類に不備のないことが前提ですので、ビザの取得を行う場合には、早めの対応が望ましいものと考えられます。

投資情報

「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」の改訂 ～外商投資プロジェクト認可権限の更なる委譲～

2014年12月27日付で『国家発展改革委員会による「国外投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」と「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」の関連条項の改訂に関する決定』（国家発展改革委員会令 第20号 以下、“20号令”と表記）が公布されました。これは、外商投資プロジェクトの審査承認や届出手続きの詳細を定める「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」（2014年6月19日施行、国家発展改革委員会令 第12号、以下“12号弁法”と表記）の内容を、2014年10月30日付で国務院が改訂した「政府が審査承認を行う投資プロジェクト目録（2014年版）」（以下、“政府認可目録（2014年版）”と表記）に整合させるための措置です。

1. 背景

企業が投資を行う際に政府の審査承認を経るべきプロジェクト及びその権限は、国務院が定める政府認可目録において12の分野⁴に分けて規定されています。外商投資プロジェクトもこのうちの1分野であり、総投資額や「外商投資産業指導目録」（以下、“指導目録”と表記）における分類（奨励類、許可類、制限類、禁止類）等により認可権限が定められています。政府認可目録（2014年版）の公布により、外商投資プロジェクト認可権限の下部機関への更なる委譲が実施されていました。

一方、国家発展改革委員会が外商投資プロジェクトの審査承認や届出手続きについて実務面の詳細を定める12号弁法はこれまで対応する改訂が行われておらず、政府認可目録（2014年版）の施行によるプロジェクト認可権限委譲の進展に対応できていませんでした。

2. 改訂のポイント

政府認可目録（2014年版）の施行により、外商投資プロジェクトの認可権限の下部機関への更なる委譲が進みました。政府認可目録改訂前後の権限比較は下表の通りです。

⁴ 農業水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、原材料、機械製造、軽工業、ハイテク技術、都市建設、社会事業、外商投資、国外投資の12分野。

外商投資プロジェクト認可権限の比較

政府認可目録(2013年版)				政府認可目録(2014年版)			
総投資額	奨励類	許可類	制限類	総投資額	奨励類	許可類	制限類
3億米ドル以上	*1	地方投資 主管部門 (届出)	*3 国家発展 改革部門 (審査申請)	10億米ドル以上	*1	地方投資 主管部門 (届出)	*3 国家発展 改革部門 (審査申請)
3億米ドル未満 ～ 5,000万米ドル 以上	*2 地方投資 主管部門 (届出)			10億米ドル未満 ～ 1億米ドル以上	*2 地方投資 主管部門 (届出)		
5,000万米ドル 未満				1億米ドル未満			

- *1:「指導目録」において中方持分支配要求があるプロジェクトは、国家発展改革委員会が審査承認する
 *2: 同上 は、地方政府が審査承認する
 *3:「指導目録」における制限類の不動産プロジェクトは省級政府が審査承認する

上図の通り、制限類プロジェクトに関する省級政府の認可権限が、これまでの総投資額 5,000 万米ドル未満から、1 億米ドル未満まで拡大されています。また、指導目録において中方持分支配要求のある奨励類プロジェクトに対しては、依然として国家発展改革委員会もしくは地方政府の審査承認が求められていますが、地方政府の権限が以前の 3 億米ドル未満から 10 億米ドル未満へと引き上げられました。

今回の 12 号弁法の改訂箇所は、実質上、外商投資プロジェクトの認可権限に関する事項のみです⁵。改訂前は政府認可目録(2013 年版)に基づき審査承認制を適用する外商投資プロジェクトが規定されていましたが、20 号令により、今後はその時々で有効な政府認可目録に従って執行されるべき旨の記載に改訂されました。

従って、外商投資プロジェクトの認可権限は政府認可目録(2014年版)により定められ、審査承認や届出手続きは12号弁法に則って執行されます。また、今後、指導目録の改訂が行われる可能性がありますので、自社の分類に変更がないか、各社はその動向に留意する必要があります⁶。

⁵ 12 号弁法の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.139(2014 年 6 月号)」を参照のこと。

⁶ 現在有効な指導目録は 2011 年版であるが、国家発展改革委員会は 2014 年 11 月に改正案(意見聴取稿)を公表、意見聴取を行った。詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.144(2014 年 11 月号)」を参照のこと。

投資情報 Q&A

Q: 地方政府、開発区による各種優遇措置が整理、廃止されると聞きましたが、説明してください ～国発[2014]62号、財預[2014]415号の公布～

A: 地方政府、開発区等で制定、実施される税制優遇政策の整理と規範化を目的として、2014年12月9日付けで「税收等の優遇政策の整理と規範に関する通知」(国発[2014]62号、以下“62号通知”と表記)が国务院より公布されました。また62号通知を徹底するために、2014年12月22日付けで「国务院の税收等の優遇政策の整理、規範の徹底に関する若干事項の通知」(財預[2014]415号、以下“415号通知”と表記)が財政部より公布されています(以下、“62号通知”と“415号通知”を併せ、“62号通知等”と表記)。

62号通知等において、専門税收の法律法規及び「民族区域自治法」に規定する税收管理の権限を有していなければ、各地区は一律に独自の優遇政策を制定することが認められません。また、各部門は、国务院の認可を経ず、具体的な税收優遇を規定してはならないとも定めています。更に2015年3月31日までに省級人民政府及び関連部門は税收等の優遇政策の整理状況を財政部経由で国务院に報告するように求めています。

今回の62号通知等の公布を受け、これまで地方政府や開発区が独自に実施している優遇措置を見直す動きが既に見られています。今後、62号通知等の徹底により財政補填形式を含めた各種優遇措置が見直されることにより、これらを楽しんでいる企業に直接的な影響を及ぼす可能性があり、注意が必要です。

62号通知等の詳細は以下の通りです。

1. 62号通知の概要

(1) 各地方政府に対し禁止を求めている各種優遇政策

62号通知では、地方政府による独自の優遇政策の制定を禁止する以外に、以下等の行為を禁止しています。

- 規定に違反し、行政事業性費用と政府性基金の徴収の減免または猶予を行うこと及び優遇価格またはゼロ価格(中国語:零地価)で土地使用権を払下げること。
- 法律法規及び国务院の規定に違反し、企業が負担すべき社会保険料の減免または猶予を行うこと、或いは国务院の承認を得ずに統一規定料率を下回る社会保険料の納付を企業に対し容認すること。
- 法律法規に違反して制定された、企業及びその投資者(または管理者)の納めた税收または税收以外の収入と連動する財政支出に係る優遇政策を実施すること。

(具体的には“先徴収、後還付”政策、財政奨励金または補助金等の形式による土地使用権の払い下げ代金の減免等を含む)

また、62号通知ではその他の優遇政策の例として、企業に代わり社会保険料等の経営コストを負担すること、電気水道料金を優遇すること、その他の地域の企業を当地に誘致するために財政奨励金または補助金を与えること等を挙げており、これらについては、通達では、即時取消しを要求しないものの、段階的に規範化を進めなければならないと定めています。

(2) 各地方政府に対し 2015 年 3 月 31 日を期限とし要求している各種手続き

更に 62 号通知では、各種優遇政策の整理と規範化の徹底を目的に、以下の手続きを 2015 年 3 月 31 日までに完了するよう、省級人民政府及び関連部門に要求しています。この際に、各省級の人民政府及び関連部門は、税制優遇の整理状況を財政部に報告し、財政部が全体を取り纏めて国務院に報告することが定められています。

- 各地方、各関連部門は自ら制定した優遇政策、特に企業と締結した契約書、協議書、覚書、会議の議事録等及び個別事案(中国語:一事一議)形式での指示、報告、回答に対して、全面的に漏れの無いように整理しなければならない。
- 国家の法律法規に違反する優遇政策を正式に廃止する。
- 法律法規に抵触せず、確かに存続させる必要のある優遇政策については、省級の人民政府または関連部門が財政部に報告し、審査を受けた後、国務院の指示を受ける。
- 各省級の人民政府及び関連部門は 2015 年 3 月 31 日までに、所轄の省(区、市)、部門における税收等の優遇政策の整理状況を財政部に報告しなければならない。財政部はこれをまとめて国務院に報告する。

(3) 415 号通知の概要

415 号通知は、財政部が 62 号通知の実施を徹底すべく公布したものです。415 号通知は 62 号通知を改めて踏襲すると共に、62 号通知の公布日である 2014 年 12 月 1 日に起算して、法律法規に違反する優遇政策の即時停止を求めています。

また、地方政府独自の優遇政策の整理・規範化を徹底するため、415 号通知では各種優遇政策の整理状況表(右表を参照)の雛形を付表として定めています。省、市、県級の財政部門はこれらの雛形を用いて優遇政策を種別ごとに記入し、同級人民政府の認可を受けた後、上級財政部門に届出する必要があります。更に、各省級財政部門は同省(区、市)の整理状況を全面的に総括し、整理状況報告書を作成した後、省級人民政府から財政部に報告しなければなりません。

415 号通知に定める付表(各種整理状況表)

- 税收優遇政策の整理状況表
- 非税收優遇政策の整理状況表
- 社会保険費優遇政策の整理状況表
- 財政支出優遇政策の整理状況表
- 財政体制優遇政策の整理状況表
- その他優遇政策の整理状況表

2. 企業への影響及び今後の動向

これまでも中央政府は地方政府に対し、地方政府独自による各種優遇政策の実施を禁止する動きが繰返し見られていました⁷。しかし、地方政府は自身の地方財政収入から優遇財源を補填する方式により、実質的な各種優遇措置或いは減免措置を行うなど、中央政府の政策が必ずしも徹底されたとは言えない状況でした。これに対し、62 号通知等で

⁷ 過去に地方政府独自の各種優遇政策を禁止する通達が以下の通り公布されている。

- ・「国務院關於加強依法治稅嚴格稅收管理權限的通知」(国発[1998]4 号)
- ・「国務院關於糾正地方自行制定稅收先徵後返政策的通知」(国発[2000]2 号)
- ・「財政部、國家稅務總局關於貫徹落實國務院關於實施企業所得稅過渡優待政策關連問題的通知」(財稅[2008]21 号)
- ・「財政部、國家稅務總局關於堅決制止越權減免稅、加強依法治稅工作的通知」(財稅 [2009]1 号)等。

は地方財政収入からの財政補填形式で各種優遇政策を実施することを禁止する旨を明記していることもあり、地方政府が各種優遇措置を見直す動きが見られています。

但し、62号通知等には違反行為に対する罰則規定等がないため、その実効性を含めた今後の動向を注視する必要があります。更に、62号通知等では2014年12月1日に起算し各種優遇政策の即時停止を求めているものの、各種優遇により既に享受した資金の還付までは求めています。しかし、62号通知等が徹底され多くの優遇措置が廃止になれば、当該優遇措置を享受する日系企業にとっては、資金計画の変更など直接的な影響が及ぶ可能性もあり、注意が必要です。

税務情報

国家税務総局が非居住者企業による財産の間接譲渡に係る所得税処理に関する公告を発布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」より～

中国の国家税務総局(以下「国税総局」)は2015年2月6日に「非居住者企業による財産の間接譲渡に係る企業所得税の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第7号、以下「7号公告」)およびその解釈を公布した。国税総局は2009年に「非居住者企業の持分譲渡所得に係る企業所得税管理の強化に関する通知」(国税函[2009]698号、以下「698号文」)、2011年に「非居住者企業の所得税管理の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告2011年第24号、以下「24号公告」)を公布したが、7号公告において、非居住者企業による中国居住者企業の持分等の間接譲渡に係る税務処理について改めて規定した。

698号文の規定によれば、非居住者企業が直接または間接に中国居住者企業の持分を保有する中国国外の中間持株会社の持分を譲渡する場合、もし中国の税務機関がその取引に合理的な事業目的がないと認定すれば、当該取引は中国居住者企業の持分を直接譲渡するものとみなされ、非居住者企業に中国での企業所得税の納税義務が生じることになる。24号公告には698号文の一部の条項に関する解釈が含まれている。

7号公告は、非居住者企業による中国居住者企業の持分等の間接譲渡に係る所得税の処理についてより包括的に規定したものであり、当該公告の公布により698号文および24号公告の一部の条項は失効する。7号公告は公布日から施行され、まだ税務処理が行われていない公布以前の取引にも適用される。よって、7号公告の規定は将来および過去の取引に影響を与えることになる。

7号公告の要点

1. 適用範囲

7号公告の第1条では、「非居住者企業が合理的な事業目的のない取引スキームの実施を通じ、中国居住者企業の持分等の財産を間接的に譲渡し、企業所得税の納税義務を回避する場合、企業所得税法第47条の規定に従い、当該間接譲渡取引の性質を改めて定め、中国居住者企業の持分等の財産を直接譲渡するものとみなす」と規定しており、これは698号文の趣旨とも一致する。

“中国居住者企業の持分等の財産”とは、非居住者企業が直接保有した場合には、その譲渡によって取得した所得に対し、中国税法の規定に従って中国で企業所得税を納付しなければならないものであり、“中国課税財産”と総称され、以下を含むとされている。

- ・ 中国国内の機構、場所の財産
- ・ 中国国内の不動産
- ・ 中国居住者企業の権益性投資資産

698号文では“中国課税財産”という用語は用いられておらず、中国居住者企業の持分の間接譲渡のみに言及している。よって、7号公告により中国で課税される可能性のある財産の間接譲渡の範囲は広がったことになる。

7号公告では、“中国課税財産の間接譲渡”の概念についても定義している。即ち、非居住者企業が直接または間接に中国課税財産を保有する中国国外の中間持株会社(中国国外で登録された中国居住者企業を含まない、以下「中国国外企業」)の持分およびその他の類似の権益(以下「持分」と総称)を譲渡することにより、中国課税財産を直接譲渡したのと同じまたは近い結果が生じる取引をいい、非居住者企業の再編によって中国国外企業の株主が変更される場合を含む。よって、関連の取引が7号公告にいう中国課税財産の間接譲渡に該当するか否かを判断するために、当該取引の実質を分析する必要がある。

7号公告の第5条では、実質的なセーフハーバールールとして、以下の2つの場合には第1条の規定は適用されないとしている。

- (1) 非居住者企業が公開市場で同一の中国国外の上場企業の持分を売買することにより、中国課税財産の間接譲渡による所得を得る場合
- (2) 非居住者企業が中国課税財産を直接保有し、かつ譲渡する場合、適用される租税条約または協定の規定に基づき、当該財産の譲渡所得が中国において企業所得税を免除される場合

2. 取引の報告

698号文にあった間接譲渡取引の報告に係る要求は、7号公告によって大きく変更された。

- ・ 義務的な報告から自主的な報告への変更

698号文では、一定の要件を満たす間接譲渡取引は中国の税務機関に報告しなければならないとされていたが、7号公告ではどのような間接譲渡取引に対してもそのような報告義務は課せられていない。代わりに、関連の当事者は間接譲渡取引を中国の税務機関に報告するか否かを自ら選択することができる。

- ・ 取引の報告者の拡大

698号文では、間接譲渡を行う国外投資者(実際の支配者)、即ち譲渡者である非居住者企業のみに対して取引の報告義務を課していたが、7号公告の規定によれば、取引の当事者双方および持分が間接的に譲渡される中国居住者企業はいずれも中国の税務機関に間接譲渡取引について報告することができる。また、7号公告では、中国の税務機関は中国課税財産の間接譲渡取引の当事者双方、持分を間接的に譲渡される中国居住者企業および取引のプランニングに関与した者に対して、間接譲渡取引に関する資料の提出を求めることができると規定されている。これは税務アドバイザーに影響を与える大きな変更といえる。

3. 合理的な事業目的の判断

698号文と比べ、7号公告では“合理的な事業目的”の判断に関するより詳細な指針が与えられている。7号公告では、“合理的な事業目的”の有無を判断する際に考慮すべき要素を列挙し、特定の状況がある場合には直接に“合理的な事業目的がない”と認定する旨を規定する一方、グループ内再編に適用されるセーフハーバールールについても規定している。

考慮すべき要素

7号公告の第3条では、合理的な事業目的の有無を判断する際には、中国課税財産の間接譲渡取引と関連する全てのスキームを全体として考慮し、実際の状況も踏まえ、以下の関連要素を総合的に分析しなければならないとしている。

- ・ 中国国外企業の持分の主な価値が直接または間接に中国課税財産から生じたものであるか否か
- ・ 中国国外企業の資産が主に直接または間接の中国国内での投資から構成されているか否か、あるいはその取得する収入が主に直接または間接に中国国内を源泉としているか否か
- ・ 中国国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業が実際に履行する機能および負担するリスクが、企業の組織構成に経済実態のあることを裏付けられるか否か
- ・ 中国国外企業の株主、ビジネスモデルおよび関連の組織構成の存続期間
- ・ 中国課税財産の間接譲渡取引に係る中国国外での所得税の納付状況
- ・ 持分の譲渡者が中国課税財産に間接的に投資し、それを間接的に譲渡する取引と、中国課税財産に直接投資し、それを直接譲渡する取引の代替可能性
- ・ 中国課税財産の間接譲渡に係る所得に対して中国で適用される租税条約または協定の状況等

合理的な事業目的がないと直接認定される取引

7号公告の第1条が適用されない2つの場合(上述の“1. 適用範囲”を参照)およびグループ内再編に係るセーフハーバールールが適用される場合(後述の“4. グループ内再編に係るセーフハーバールール”を参照)を除き、もし間接譲渡取引に関連する全体のスキームが以下の4つの要件を同時に満たすならば、そのスキームは“合理的な事業目的がない”ものと直接に認定される。

- ・ 中国国外企業の持分の75%以上の価値が直接または間接に中国課税財産から生じたものであること
- ・ 中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前一年間のいずれの時点においても、中国国外企業の資産総額(現金を含まない)の90%以上が直接または間接に中国国内の投資により構成されているか、あるいは中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間において、中国国外企業が取得した収入の90%以上が直接または間接に中国国内を源泉としていること
- ・ 中国国外企業および直接または間接に中国課税財産を保有する傘下企業が、所在国家(地域)で登録され、法律の要求する組織形式は満たしているが、実際に履行する機能および負担するリスクが限定的であり、それに経済実態のあることを裏付けるのに十分でないこと
- ・ 中国課税財産の間接譲渡取引に係る中国国外での所得税の税負担が、中国課税財産を直接譲渡した場合に中国で課される可能性のある税負担より低いこと

7号公告の解釈では、上記の4つ目の条件における“中国国外での所得税の税負担”について、ここでいう税負担には、譲渡者の間接譲渡取引に係る居住国での税負担と、譲渡される中国国外企業の所在国での税負担が含まれるとしている。

4. グループ内再編に係るセーフハーバールール

7号公告の第6条では、適格のグループ内再編に係るセーフハーバールールについて規定している。それによれば、間接譲渡取引が以下の3つの要件を同時に満たす場合には、合理的な事業目的があるものとみなされ、中国において企業所得税は課されない。

(1) 取引の当事者双方の持分関係が以下のいずれかに該当すること

- ・ 持分の譲渡者が直接または間接に持分の譲受者の80%以上の持分を保有すること
- ・ 持分の譲受者が直接または間接に持分の譲渡者の80%以上の持分を保有すること
- ・ 持分の譲渡者と持分の譲受者が同一の者に直接または間接に80%以上の持分を保有されること

中国国外企業の持分の50%以上の価値が直接または間接に中国国内の不動産から生じたものである場合、上述の持分保有割合の要件は100%となる。

(2) 今回の間接譲渡取引の後に再度発生する可能性のある間接譲渡取引に係る中国での所得税負担が、今回の間接譲渡取引が発生しなかった場合の同じまたは類似の間接譲渡取引と比べて減少しないこと

(3) 持分の譲受者が持分取引の対価を全て、自社またはこれと支配関係を有する企業の持分(上場企業の持分を含まない)をもって支払うこと

上述のセーフハーバールールはグループ内再編にとって望ましいものではあるが、3つ目にある持分による対価支払の要件は、セーフハーバールールを適用しようとする企業にとって一定の制約となり、慎重なプランニングが必要となるだろう。また、公告では“これと支配関係を有する企業”について明確に定義していないため、字面からだけでは、これが譲渡者の子会社のみを指すのか、あるいは親会社も指すのかが明らかではない。

5. 税金の源泉徴収または納付を行わない場合

7号公告では、698号文の下で議論が生じた2つの問題について明らかにしている。取引の当事者が税金の源泉徴収義務を負うか否かということと、間接譲渡に係る税金に関わる利息をどのように計算するかということである。

7号公告では、対価の支払者に源泉徴収義務を課している。ほとんどのケースにおいては、持分の譲受者が支払者となる。7号公告の第8条では、「不動産の間接譲渡に係る所得あるいは持分の間接譲渡に係る所得について、本公告の規定に従って企業所得税を納付しなければならない場合、関連の法律規定あるいは契約の約定に基づき、持分の譲渡者に対して直接に関連の金額を支払う義務を負う組織あるいは個人が源泉徴収義務者となる」と規定している。

第8条では同時に、源泉徴収義務者が源泉徴収をせず、持分の譲渡者も納税額を納付しない場合、管轄税務機関は税收徴収管理法および同実施細則の関連規定に基づき、源泉徴収義務者の責任を追及できると規定している。即ち、源泉徴収義務者が源泉徴収すべき税額を源泉徴収しない場合、税務機関は源泉徴収義務者に対し、未納税額の50%以上3倍以下の罰金を科すことができる。ただし、第8条によれば、間接譲渡取引において、源泉徴収義務者が持分譲渡契約書あるいは協議書の締結日から30日以内に、規定に従って取引の資料を提出した場合には、源泉徴収義務者の責任は軽減または免除される可能性がある。

7号公告では、持分の譲渡者が中国課税財産の間接譲渡に係る所得に対して納付すべき税額を期限までに納付せず、あるいは不足があり、源泉徴収義務者も源泉徴収をしていない場合、持分の譲渡者に利息を課す旨を明らかにしている。持分の譲渡者が中国国外企業の持分の譲渡契約書あるいは協議書の締結日から30日以内に、規定に従って取引の資料を提出するか、あるいは規定に従って申告納税を行った場合、基準利率に基づき利息が計算される。一方、規定に従って資料を提出しないか、申告納税を行っていない場合、基準利率に5%を加えた利率で利息が計算される。ここでいう基準利率とは、税額の帰属する納税年度に中国人民銀行が公布した、追加納税期間と同期間の人民元貸付の基準利率である。

源泉徴収義務者としての罰金を科されるリスクがあることから、間接譲渡取引における持分の譲受者は、税務機関に対して取引の報告を行い、あるいは少なくとも自らの利益を保護するために関連の事項について持分の譲渡者と交渉しようとするかもしれない。同様に、利息の計算により高い利率が用いられることを避けるために、持分の譲渡者も税務機関に対して取引の報告をしようとするかもしれない。

6. 一般租税回避防止管理弁法との関連

2014年12月2日に国税総局は「一般租税回避防止管理弁法(試行)」(以下「弁法」)を公布した。698号文および7号公告に基づいて間接譲渡取引を直接譲渡取引とみなすのは、一般租税回避防止規則(General Anti-Avoidance Rule: “GAAR”)の適用によるものであるため、7号公告の第11条では、税務機関が中国課税財産の間接譲渡取引に対して調査、調整を行う場合には、一般租税回避防止に関する規定に従うべき旨を規定している。この規定により、間接譲渡取引に対する税務機関の徴税管理が改善されるとともに、潜在的な納税者となる企業の税法適用に関わる確実性が高められ、権利保護も図られることが望まれる。例えば、弁法の規定によれば、一般租税回避防止案件の審査において、管轄税務機関は必ず重要な決定に際して国税総局の承認を得なければならないとされている。また、企業も管轄税務機関による調整の決定に異議がある場合には、調整が最終的なものとなる前にその異議を述べることができるとされている。

コメント

7号公告は中国課税財産の間接譲渡に係る税務処理について、包括的な指針を提供するものであり、間接譲渡取引に対する中国の税務機関の徴税管理実務を改善するとともに、納税者にとっての確実性を高める可能性がある。中国課税財産の間接譲渡を過去に行ったが、まだ税務処理を行っていない取引の各当事者、および中国課税財産の間接譲渡を今後行おうとしている投資者は、7号公告の内容を理解したうえで、当該公告が取引に与える影響を分析する必要がある。これには、何らかの措置を講じる必要があるか否かの検討、および財務諸表における何らかの開示または引当計上の必要性に関する検討が含まれる。

税務情報

企業再編を促す政策の発布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」より～

中国財政部と国家税務総局は2015年1月8日に財税[2014]109号および116号の通達(以下「109号通達」および「116号通達」)を発布した。これらは、企業再編に係る特殊税務処理(特殊税務処理を適用する場合、再編時点では課税所得または損失を認識せず、これを繰り延べることができる)の適用範囲を拡大し、また、非貨幣性資産の投資によって生じる課税所得について、5年を超えない期間内に分割して納税することを認めるものである。これらの通達は2014年1月1日に遡って施行され、かつ通達の発布前に発生した、まだ税務処理を行っていない再編または投資行為にも適用される。

上述の政策は、国務院が2014年3月に発布した『企業再編の市場環境を更に改善することに関する意見』において提起された特殊税務処理の適用範囲の拡大と、非貨幣性資産の投資に係る政策の整備に対する要求に応えたものである。

背景

企業再編は通常、持分または資産の譲渡を伴うが、中国国内における持分または資産の買収(譲渡)取引が以下の全ての要件を満たす場合、取引の当事者は特殊税務処理の適用を選択することによって課税を繰り延べることができる。(クロスボーダーの再編取引の場合、特殊税務処理を適用するためには、追加的な要件も満たす必要がある。)

- ・再編取引に合理的な事業目的があり、税額の減少、免除または納付延期を主たる目的としていないこと。
- ・買収される持分が被買収企業の全持分の75%以上を占めること、あるいは買収される資産が譲渡企業の全資産の75%以上を占めること。
- ・企業再編後の連続12ヶ月間において、再編資産の従来の実質的経営活動が変更されないこと。
- ・再編取引対価の持分による支払金額が取引の支払総額の85%以上を占めること。
- ・再編取引において持分による支払を受けた元の主要出資者が、再編後の連続12ヶ月間において、取得した持分を譲渡しないこと。

109号通達

上述の通り、持分または資産の買収取引に特殊税務処理を適用するためには、買収される持分または資産の割合が、被買収企業の全持分または譲渡企業の全資産の75%以上を占める必要があったが、109号通達によりこの割合が50%に引き下げられた。また、109号通達では、居住者企業のグループ内における持分または資産の移転(注:中国語では“划转”)に適用される特殊税務処理についても新たに規定している。当該特殊税務処理は以下の要件を全て満たす場合に適用することができる。

- ・持分または資産の移転が、100%の直接支配関係にある居住者企業間、あるいは同一または同じ複数の居住者企業による100%の直接支配を受ける居住者企業間で発生したものであること。

- ・ 持分または資産の移転が帳簿価額で行われること。
- ・ 再編取引に合理的な事業目的があり、税額の減少、免除または納付延期を主たる目的としていないこと。
- ・ 持分または資産の移転後の連続12ヶ月間において、移転された持分または資産に関わる従来の実質的経営活動が変更されないこと。
- ・ 移転元企業および移転先企業がいずれも会計上の損益を認識していないこと。

要件を全て満たす取引の当事者が特殊税務処理の適用を選択する場合の取扱いは以下の通りである。

- ・ 移転元企業および移転先企業はいずれも所得を認識しない。
- ・ 移転先企業が取得する持分または資産の課税基礎(税務上の取得原価)を、持分または資産の元の帳簿価額に基づき確定する。
- ・ 移転先企業が取得する資産は、元の帳簿価額に基づき減価償却を行う。

116号通達

居住者企業が非貨幣性資産をもってその他の居住者企業に投資する際、投資者は通常、非貨幣性資産の公正価値からその課税基礎を控除した残額を、非貨幣性資産の譲渡所得として認識しなければならない。116号通達では、納税者が当該所得を、5年を超えない期間内の各年度の課税所得に均等計上し、規定に基づき企業所得税を計算、納付することを認めている。非貨幣性資産を投資して取得した投資先企業の持分の課税基礎も、当該所得の計上処理に合わせて相応に調整する必要がある。これは、中国(上海)自由貿易試験区において試験的に実施されていた政策であるが、116号通達の発布に伴い、その適用範囲が中国全土に拡大された。

116号通達では、企業が非貨幣性資産による投資を行い、特殊税務処理の要件を全て満たす場合、納税者が特殊税務処理の適用を選択することも認めている。

コメント

109号通達および116号通達の発布は、一般的には企業にとって歓迎されるべきものである。109号通達において新たに加えられたグループ内再編に係る特殊税務処理の規定は、旧外商投資企業および外国企業所得税法の下での207号通達におけるグループ内再編に係る取扱いにも類似するものであり、グループ内再編において、買収される持分または資産の割合および持分による支払金額の割合にかかわらず、課税を繰り延べることが可能になる。ただし、この特殊税務処理の規定は、グループ内のクロスボーダー再編取引および国外親会社のグループ内再編(例えば、合併、分割、清算等)によって生じる中国国内企業の持分の移転には適用されない。

国家税務総局はより詳細なガイドラインを発布し、関連の問題(例えば、“移転(划转)”行為の定義)について明確にするものと見込まれる。納税者は、関連の通達に基づき、再編取引に特殊税務処理を適用できる可能性を評価するとともに、法規と実務の動向に留意し、必要に応じて専門家のアドバイスを求める必要がある。

新刊のご案内

「中華人民共和国 企業会計準則 2014 年改訂 増補版 -日中対訳-」

2014 年 12 月発刊 / B5 版 1,500 円 (税込 / 送料込) / 本文 178 ページ

有限責任監査法人トーマツ 中国室刊 *書店でのお取り扱いはございません。

【企業会計準則とは】

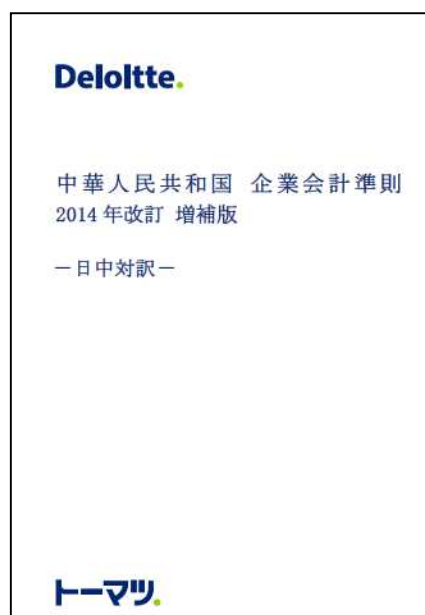
中国は、社会主義市場経済のさらなる発展を目指すべく、2006 年 2 月 15 日に「企業会計準則」を公表し、2007 年 1 月 1 日から上場企業に対して適用するとともに、それ以外の企業に対してもその適用を奨励してきました。「企業会計準則」の特徴は、部分的には中国特有の状況を反映させていますが、基本的には国際財務報告基準(IFRS)への収斂を指向したものであり、大筋では同等性が図られた内容となっています。

2014 年に入り、この「企業会計準則」のうち 5 つの具体準則の改訂及び 3 つの具体準則の新設が行われました。この 8 つの具体準則は、いずれも 2014 年 7 月 1 日より施行されており、「企業会計準則」を適用している企業は 2014 年 12 月期の決算より新しい「企業会計準則」に準拠した決算を行う必要があります。

【本書の内容、構成】

有限責任監査法人トーマツ 中国室では、今回の「企業会計準則」の改訂に合わせ、「2014 年改訂 増補版」を出版いたします。本書には、2014 年に改訂、新設された 8 つの具体準則の中国語原文と和訳を収録しています。従いまして、現段階における「企業会計準則」の全体像を把握するには、2010 年出版の「中華人民共和国 企業会計準則及び応用指南」(前編、後編の 2 冊組)と「2014 年改訂 増補版」と併せてご利用いただくことをお勧めいたします。

本書は中国現地の中国人経理業務担当者等との意思疎通に活用いただけるよう、和訳だけでなく中国語原文も掲載した見開き対照形式で構成してあります。また、中国子会社を管理される日本本社及び中国現地法人で活躍される皆様が「企業会計準則」を理解されるためのツールとしてもぜひご利用ください。



《購入申込書》

有限責任監査法人トーマツ 中国室 行

お申込み FAX ▶ 03-6720-8346
お問合せ 電話 ▶ 03-6720-8341

お申し込み	お届け先ご住所
「中華人民共和国 企業会計準則 2014 年改訂 増補版」 を () 冊 申し込みます。	〒
貴社名 :
部署名 :
ご芳名 :
	☎ ()

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、古谷 純子、西村 美香
監修: 有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子
執筆協力: デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 永井 綾子

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
林 和彦 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060 / Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

厦門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: + 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: + 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: + 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029 , PRC
Tel: + 86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022 , PRC
Tel: + 86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。